

「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」開催要項(案)

1. 目的

ユビキタスネット社会が進展していく中、新しい技術・サービスの出現とともに社会経済的環境の変化が著しい。このような時代の変化を踏まえて一昨年3月から12月にかけて開催された「u-Japan 政策懇談会」では、環境変化に伴い現在あるいは将来的に課題となりうる100の項目をピックアップしている。もっとも、それら100の課題への対応が既存の制度によって適切に担保されているのか不断の検討が必要であるとともに、社会変化とともに課題の位置付けおよび状況が変化する点も看過できなく、新しい技術・サービスの普及過程において、現行制度等では想定していなかった種々な問題が発生する可能性がある。

このような認識の下に、制度の観点から今後のユビキタスネット社会に向けた環境変化の中で時代の流れに即応することを目的として、課題を整理し、対応のあり方等について検討する。

2. 名称

本検討会の名称は「ユビキタスネット社会の制度問題検討会」とする。

3. 検討事項

本会は、以下の事項について検討する。

- (1) ユビキタスネット社会が進展することにより想定される環境変化について
- (2) 環境変化に伴い生じる可能性のある新たな課題について
- (3) 新たな課題に関連して発生することが想定される制度的課題について
- (4) 既存制度に関する問題点の把握と将来像について

4. 構成及び運営

- (1) 本会は、情報通信政策局長の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、検討会構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) その他本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 開催期間

本会の開催期間は、平成18年2月から平成18年8月を目途とする。

6. 庶務

本検討会の庶務は、情報通信政策研究所の協力を得つつ情報通信政策局総合政策課が行う。

ユビキタスネット社会の制度問題検討会

有識者メンバー

指宿 信	立命館大学法科大学院教授
大谷 和子	日本総合研究所法務部長
岡村 久道	弁護士
岸上 順一	日本電信電話サービスインテグレーション基盤研究所主席研究員
小向 太郎	情報通信総合研究所上席主任研究員
玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター知的財産権大部門教授
寺田 眞治	(株)インデックス執行役員経営戦略局長
平野 晋	中央大学大学院総合政策研究科教授
別所 直哉	ヤフー(株)法務部長
堀部 政男	中央大学法科大学院教授
横山 経通	弁護士
脇浜 紀子	よみうりテレビアナウンサー

